

旭川市水道局業務委託契約の最低制限価格試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、旭川市水道局が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いを試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 最低制限価格を設ける対象業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 積算金額が50万円を超える清掃業務、人的警備業務並びに事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び運搬業務。ただし、履行期間が12か月を超えるものについては、次号の定めによる。
- (2) 長期継続契約で積算金額の単年度換算額が50万円を超える委託業務(機械警備業務を除く。)
- (3) その他水道事業管理者が必要と認める業務。なお、この場合において旭川市水道局物品購入等指名委員会の審議を経るものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3 最低制限価格は次のとおりとする。

- (1) 市有施設清掃業務委託契約事務取扱の参考資料(改訂版)及び設計積算関係資料(設計標準)に準じて積算する清掃業務
 

対象業務の予定価格に、積算金額を構成する費用のうち、直接人件費に10分の9、直接物品費に10分の9、管理業務費に10分の7、一般管理費等に10分の7を乗じて得た額を合算した算出基礎額を、保全業務費で除した割合(小数点第3位以下切り捨て)を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。

ただし、算出基礎額の保全業務費に対する割合が10分の8未満である場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。
- (2) 一つの契約の中に前号の清掃業務を含む二つ以上の業務が含まれる業務
 

対象業務の予定価格に、清掃業務に係る積算金額のうち前号で算定した算出基礎額と、それ以外の業務に係る積算金額に10分の8を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)の合計額を、保全業務費で除した割合(小数点第3位以下切り捨て)を乗じて得た額(1円未満切り捨てた額)とする。

ただし、合計額の保全業務費に対する割合が10分の8未満である場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。
- (3) 前2号以外の業務
 

有効な入札(入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格)を超えない入札)の平均額(1円未満を切り捨てた額)を求め、その額に

100分の85を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。

ただし、有効な入札の中に、平均額に100分の75を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）に満たないものがある場合、平均額はその入札を除いて求めるものとする。

（最低制限価格の記載）

第4 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

ただし、第3(3)の業務を除く。

（入札参加者への通知）

第5 この要領により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札の告示文、又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨明記するものとする。

（入札の執行）

第6 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して、施行令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者については、再度入札に参加させないことができるものとする。

（入札経過の報告）

第7 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を不落札と決定した旨を入札結果表に記載するものとする。

（委任）

第8 この要領の実施に関し必要な事項は、水道事業管理者が定める。

附 則

この要領は、平成15年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年２月１日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２１年３月２日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２３年１月１日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２５年２月２２日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２７年２月１日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２８年２月１９日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成２９年２月１５日から施行し、施行日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。